

令和 7 年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

岩木川左岸地区幹線用水路排水不良対策検討その他業務

特別仕様書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区幹線用水路排水不良対策検討
その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「設計共通仕様書」という。),「地質・土質調査業務共通仕様書」(以下、「調査共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この見積仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、国営かんがい排水事業「岩木川左岸地区」で造成された幹線用水路において、農業水利施設の機能保全の技術向上等に資するため、排水対策工の補足検討、排水対策施設の効果検証調査及び有効性の確認、排水対策施設のモニタリング計画策定を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする施設の場所は、青森県弘前市真土地内及び北津軽郡鶴田町木筒地内で、別添1「位置図」、別添2「既設流入口の排水不良箇所位置図」に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は下記のとおりである。

〔設計作業〕

排水対策工の補足検討	1式
排水不良対策施設の効果検証調査及び有効性の確認	1式
排水不良対策施設のモニタリング計画策定	1式

〔調査作業〕

排水不良対策施設の効果検証調査	1式
-----------------	----

(土地への立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書、設計共通仕様書、調査共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－7 条

管理技術者は、設計共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第 1－8 条

(1) 照査技術者は、設計共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 設計共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 排水対策工の補足検討時
- 3) 排水不良対策施設の効果検証調査及び有効性の確認時
- 4) 排水不良対策施設のモニタリング計画策定時
- 5) 成果品取りまとめ時
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－9 条

担当技術者は、設計共通仕様書第 1－8 条、調査共通仕様書第 1－7 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－10 条

設計共通仕様書第 1－11 条、調査共通仕様書第 1－10 条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様

とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-11条

受注者は、設計共通仕様書第1-37条、調査共通仕様書第1-38条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

(適用する図書)

第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改定)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説計画「排水」	(社) 農業農村工学会	平成 31 年 4 月
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	平成 26 年 3 月
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「ポンプ場」	(社) 農業農村工学会	平成 30 年 5 月

(作業条件)

第2-2条

本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(対象施設)

第2-3条

本業務の対象施設の諸元等は、別紙1「既設流入口の排水不良箇所一覧表」のとおりである。

(貸与資料等)

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

貸与資料	数量
令和4年度 広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区整備構想作成その他業務 報告書	1 式

貸与資料	数量
令和５年度 広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区整備構想作成その他業務 報告書	１式
令和６年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区幹線用水路排水不良対策調査検討業務 報告書	１式
岩木川左岸二期農業水利事業 事業誌	１式
岩木川左岸（二期）農業水利事業 管理図	１式

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員の承諾を得るものとする。

（貸与資料の取扱い）

第２－５条

第２－４条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （１）貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （２）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第３章 作業内容

（作業項目及び数量）

第３－１条

本業務における作業位置は、別添２「既設流入口の排水不良箇所位置図」に示すとおりである。
また、作業項目及び数量は、次のとおりである。なお、詳細は別紙２「設計作業項目内訳表」、別紙３「調査作業項目内訳表」に示すとおりである。

〔設計作業〕

- | | |
|----------------------------|----|
| （１）準備作業 | １式 |
| （２）排水対策工の補足検討 | １式 |
| （３）排水不良対策施設の効果検証調査及び有効性の確認 | １式 |
| （４）排水不良対策施設のモニタリング計画策定 | １式 |
| （５）点検取りまとめ | １式 |
| （６）照査 | １式 |

〔調査作業〕

- | | |
|--------------------|----|
| （１）排水不良対策施設の効果検証調査 | １式 |
|--------------------|----|

（作業の留意点）

第３－２条

業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- （１）排水対策工の検討における対策工設計にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所定の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性についても考慮しなければならない。
- （２）電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- （３）第２－１条、第２－４条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

- (4) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
- ・「工事工種の体系化」は、http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。
- (5) この業務は、学識経験者（農研機構農村工学研究部門）からの技術指導・助言の対象予定であり、排水対策工の補足検討、排水不良対策施設の効果検証調査及び有効性の確認にあたっては学識経験者の指導・助言を受けるものとし、詳細については監督職員と確認するものとする。
- (6) 排水不良対策施設の効果検証調査において使用する隣接管理用道路は、地域住民が農作業用に使用していることから、仮設進入路造成、排水不良対策施設の設置作業は稲刈り後の令和7年10月中旬以降の実施を予定している。事前に監督職員及び関係土地改良区に状況を確認のうえ実施するものとする。
- (7) 排水不良対策施設の設置にあたっては、別紙3作業項目内訳表に示す交通誘導員を配置のうえ作業を行うとともに、作業着手前に管理用道路を使用する関係農家等へ、書面等により資材搬入・搬出時の通行止めや作業への協力依頼を周知するものとし、詳細については監督職員と確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条

設計共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 設計作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ（排水対策工の検討時）
- 第3回 中間打合せ（排水不良対策工の効果検証調査及び有効性の確認時）
- 第4回 中間打合せ（排水対策施設のモニタリング計画策定時）
- 最終回 報告書原稿作成段階

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条

成果物を設計共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

このほか、要約版（市販のファイル綴じで可）を提出するものとする。

(成果物の提出先)

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町149-2
東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2－2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第2－3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。
- (3) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (4) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (5) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (6) 履行期間の変更が生じた場合。
- (7) 関係機関等対外的協議により設計作業及び調査作業に変更が生じた場合。
- (8) 有識者等からの助言等により変更の必要が生じた場合。
- (9) その他

第7章 定めなき事項

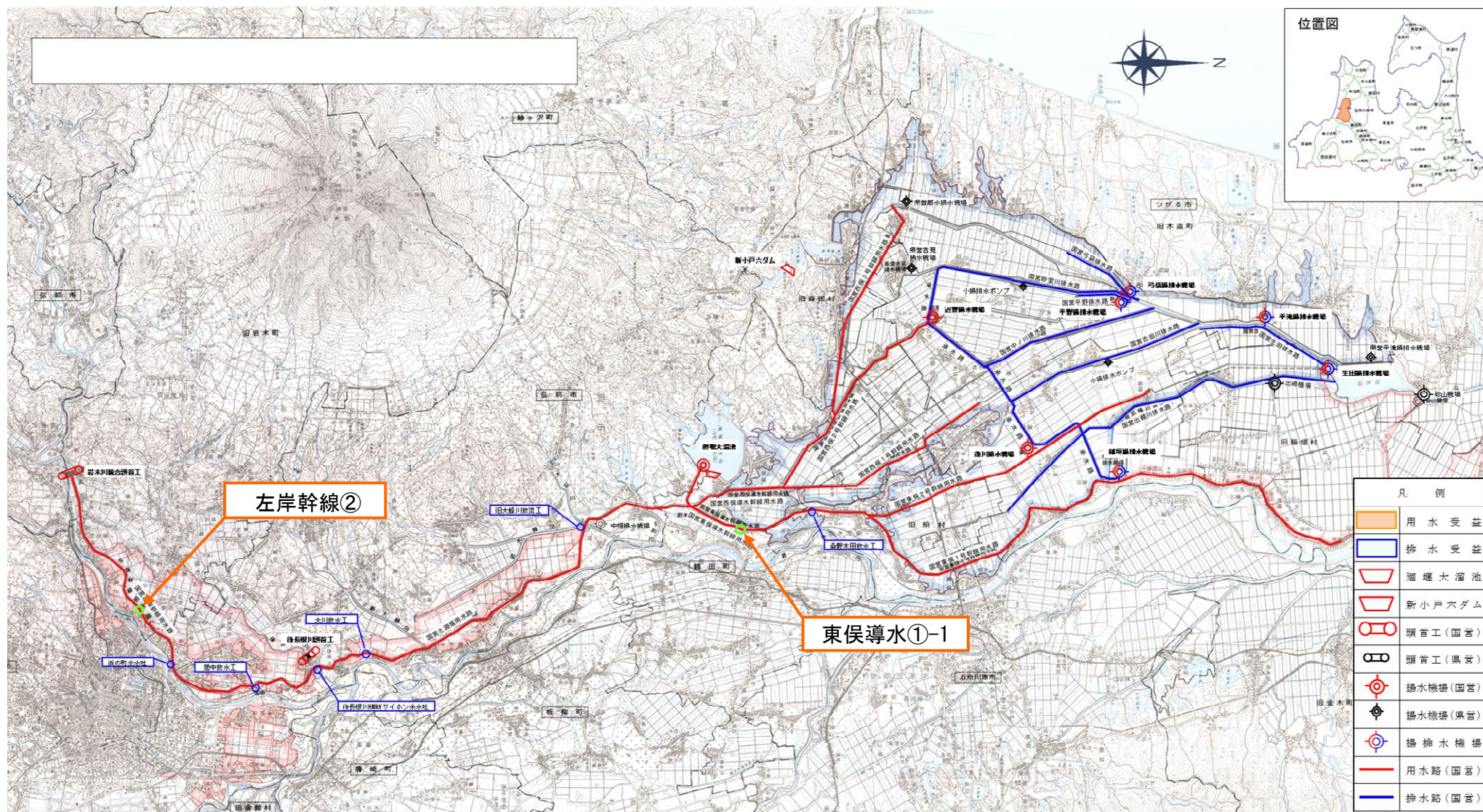
(定めなき事項)

第7－1条

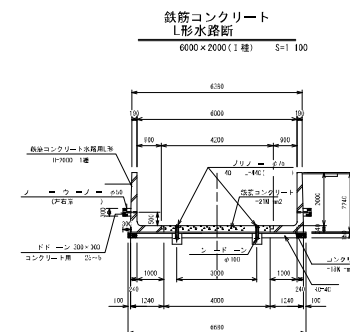
この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区幹線用水路排水不良対策検討その他業務 位置図

別添1



3)



既設流入口の排水不良箇所 位置図 (2/3)

東俣導水①-1

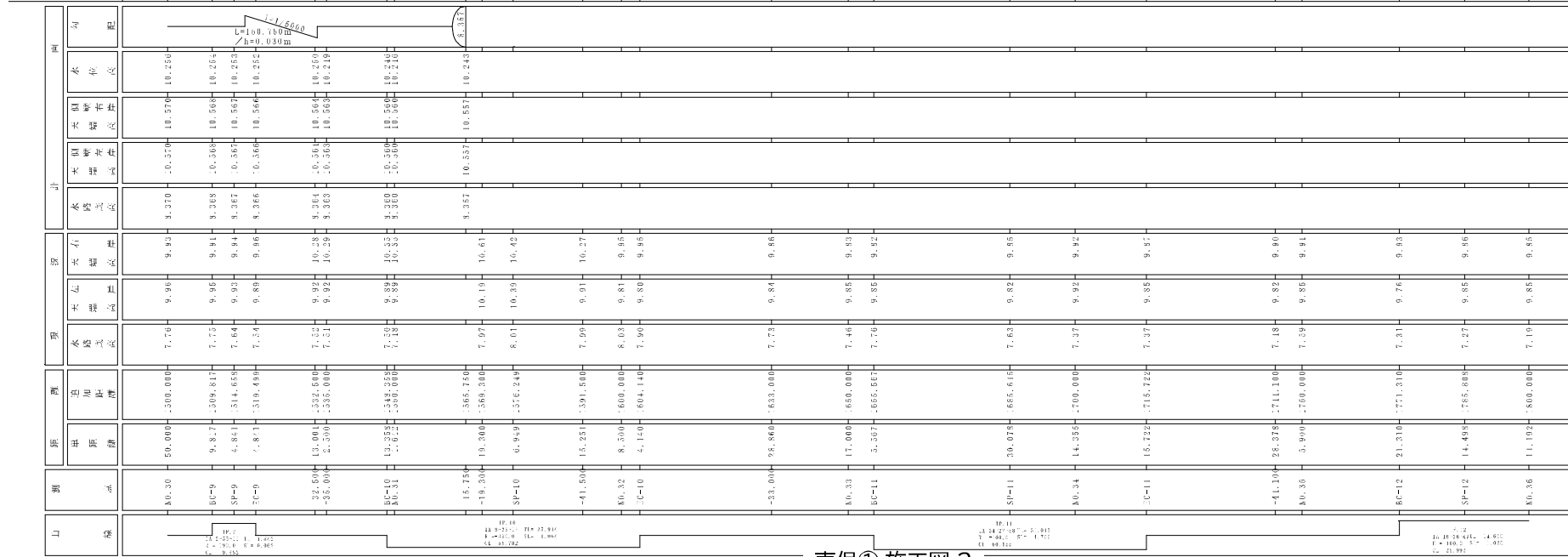


IP. 9
I A = 255-11
R = 190.000
T L = 4.942
C L = 9.682
S L = 0.062

IP. 12
I A = 10-30-49
R = 100.000
T L = 14.866
C L = 28.996
S L = 1.060

TP. 10
I A = 8-38-17
R = 370.000
T L = 27.944
C L = 55.732
S L = 1.054

IP. 11
I A = 34-27-58
R = 100.000
T L = 31.018
C L = 60.185
S L = 1.700



YD. 50 ~ NO. 26		
上市名	可以15~16坪 岩木山(宇) (浦) 松葉水河(事)	
区町名	茨城県水戸市(水戸) (水戸市) (水戸市)	
作口		
尺 度	11=1/500 Y 1/100	3=1/4
会社名		
事業(商)所	東北農政局 茨城県水戸市(水戸市)	

既設流入口の排水不良箇所一覧表

区分	整理番号	測点	施設名称（施設管理図）	幹線用水路構造	土地状況	備考
左岸幹線用水路 計画最大通水量 Q=21.195m ³ /s	左岸幹線②	N0.83+43.53（右岸）	・57号流入工右岸 HP φ400	鉄筋コンクリートL形水路 (内寸)幅6000×高2000mm	隣接地：水田	業務対象
東俣導水幹線用水路 計画最大通水量 Q=10.377m ³ /s	東俣導水①-1	N0.30+32.40（左岸）	・13号流入工 φ400	積ブロック護岸水路 (内寸)下幅4600×上幅6800 ×高2200mm	隣接地：宅地、 水田	業務対象

別紙2 設計作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1. 準備作業		
1-1. 計画準備・資料の検討	貸与資料について把握し、作業計画を立案する。	○
1-2. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	○
2. 排水対策工の補足検討	過年度の検討結果を踏まえ、小水力発電及び太陽光発電システムの利用による排水対策工（排水ポンプ）の動力源確保について補足検討を行う。 〔排水対策工の検討位置〕 左岸幹線②（No. 83+43. 53右岸、57号流入工）	○
3. 排水不良対策施設の効果検証調査及び有効性の確認	〔効果検証調査の位置〕 東俣導水①-1（No. 30+32. 40左岸、13号流入工）	
3-1. 排水不良対策施設の効果検証調査の整理	別紙3の1. 排水不良対策施設の効果検証調査の実施結果を踏まえ、以下について整理を行う。 1) 対策施設（エンジン式ポンプφ50mm×1台）の試験運転結果を基に、給油1回（満タン状態）及び携行缶（20×2=40ℓ）あたりの運転可能時間、日当たり給油作業等の工程（案）を算定する。 2) 試験運転時の騒音調査結果（4地点：簡易倉庫内部、同倉庫外部、左岸及び右岸の隣接民家境界部）を整理・考察する。	○
3-2. 排水不良対策施設の有効性等の整理	上記3-1の結果を基に、以下について整理及び作成を行う。 1) 効果検証調査の整理結果を踏まえ、有効性の評価及び課題の整理を行う。 2) 排水対策施設を使用する際の操作手順書及び安全対策マニュアルを作成する。	○
4. 排水不良対策施設のモニタリング計画策定	上記3の結果を踏まえ、次年度以降に実施予定のモニタリング調査内容を検討するとともに、モニタリング調査票を作成する。なお、モニタリング調査は令和8～10年度（3か年）を予定している。	○
5. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○
6. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○

別紙3 調査作業項目内訳表

調査作業

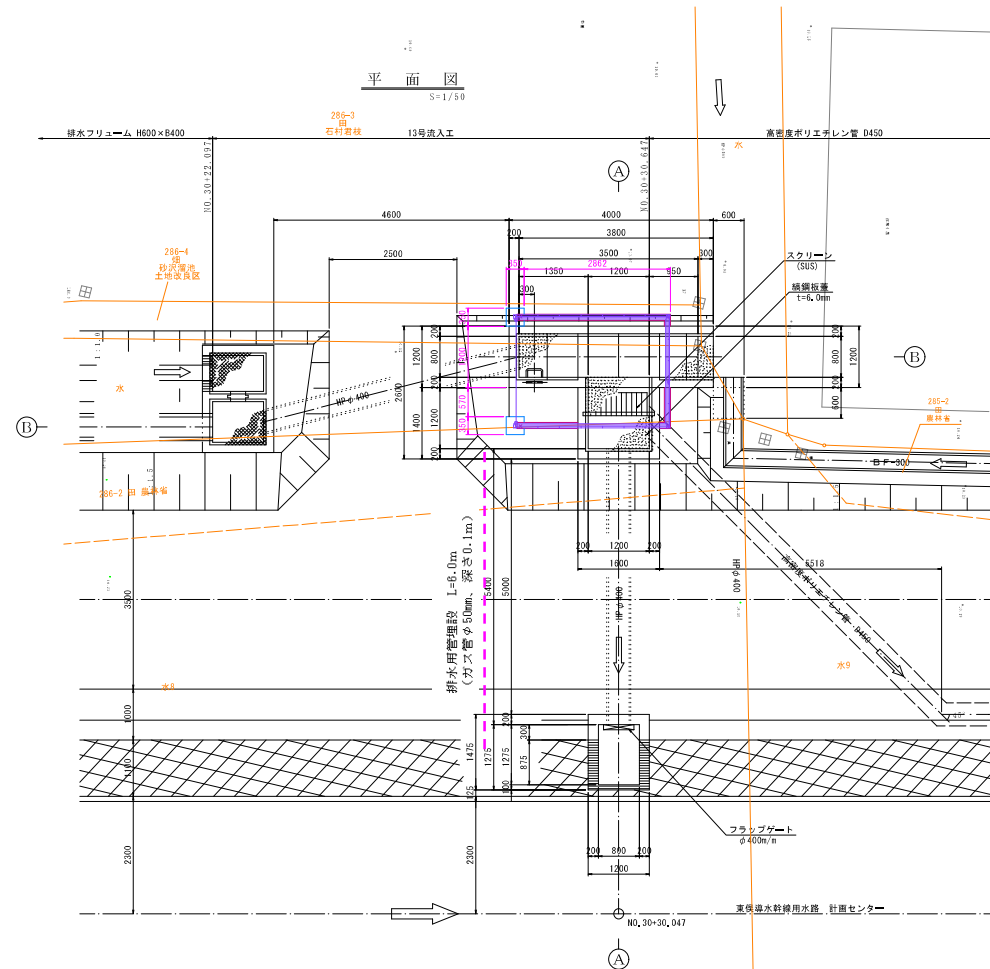
作業項目	規格・寸法	単位	数量	調査箇所	作業 実施欄
1. 排水不良対策施設の効果検証調査					
1-1. 仮設進入路 造成、撤去	調査実施に必要な仮設進入路を造成する。 ・敷鉄板： $\Sigma L=18.0\text{m}$ (54 m^2) (※詳細は別紙4による)	式	1	東俣導水 ①-1	○
1-2. 排水不良対策施設の設置	以下により、対策施設を設置する。 ・掘削：6.1 m^3 (土砂) ・埋戻：4.9 $\mathbf{m}^3$ (土砂) ・現場発生土処理：0.6 m^3 (土砂) ・基礎碎石：2.1 m^2 (RC-40, $t=10\text{cm}$) 均しコンクリート部 ・均しコンクリート：0.1 m^3 (18N-8-25) ・鉄筋コンクリート：0.5 m^3 (21N-8-25) ・鉄筋：0.041ton (SD295A, D13) ・無筋コンクリート：0.1 m^3 (18N-8-25) 間詰コンクリート ・基礎碎石：0.7 m^2 (RC-40, $t=10\text{cm}$) 床版コンクリート部 ・無筋コンクリート：0.1 m^3 (18N-8-25) 床版コンクリート ・基礎碎石：0.4 m^2 (RC-40, $t=10\text{cm}$) 柱埋込みコンクリート部 ・無筋コンクリート：0.1 m^3 (18N-8-25) 柱埋込みコンクリート ・簡易倉庫設置：1棟 (土間タイプ, 豪雪型, ガラス窓付, $A=6.74\text{m}^2$) ・縞鋼板製作据付：1枚 (900×115mm) ・縞鋼板製作据付：1枚 (900×315mm) ・縞鋼板製作据付：1枚 (1300×465mm) ・縞鋼板製作据付：2枚 (1300×445mm) ・エンジン式ポンプ：1台 ($\phi 50\times 50\text{mm}$) ・ガソリン携行缶：2缶 (20L用) ・排水用管埋設：6.0m (ガス管 $\phi 50\text{mm}$) ・掘削：0.2 m^3 (土砂) 排水用管埋設部 ・埋戻：0.2 m^3 (土砂) 排水用管埋設部 ・コンクリート取り壊し：0.1 m^3 (無筋コンクリート、 人力施工) 本線水路天端ガス管取付部 ・無筋コンクリート：0.1 m^3 (18N-8-25) 本線水路天端 ガス管取付部 ・建設資材廃棄物：0.1 m^3 (無筋コンクリート) (※詳細は別紙5による)	式	1	東俣導水 ①-1	○
1-3. 排水不良対策施設の効果検証調査	上記1-2の排水不良対策施設において、試験運転及び効果検証調査を行う。 ・試験用水供給 (工事用水中ポンプ運転 $\phi 100$ ×1台)：1日 ・試験運転用燃料 (無鉛ガソリン、携行缶20ℓ ×2缶)：40ℓ ・騒音調査 (各4地点：試験運転前、 試験運転中)：1式 (※詳細は別紙6による)	式	1	東俣導水 ①-1	○
1-4. 安全対策	上記1-2の排水不良対策施設の設置にあたっては、以下の作業実施時に交通誘導員Bの配置 (別紙4に示す仮設道路の町道接続部及び管理用道路上流側の2箇所)を行う。 ・仮設道路敷鉄板の設置、撤去時：延べ4人 ・簡易倉庫の資材搬入時：延べ2人	式	1	東俣導水 ①-1	○

排水不良対策 計画図(1)

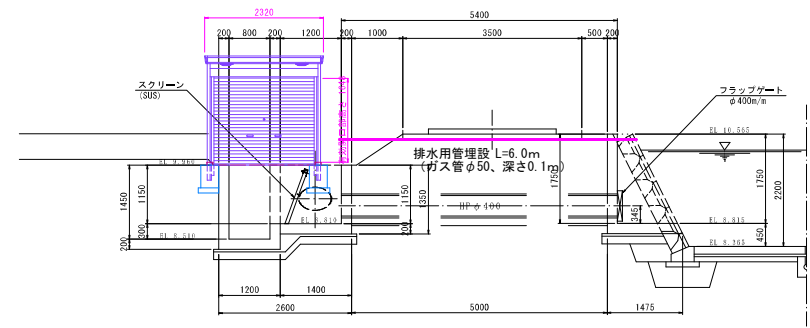
別紙5 (1/6)

〔東俣導水①-1〕

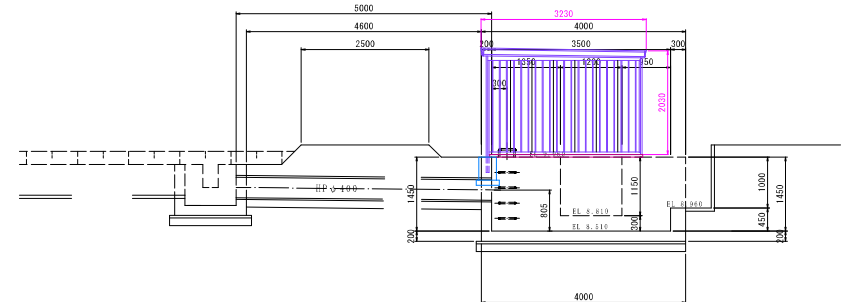
平面図
S=1/50



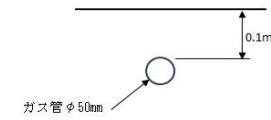
① ~ ②
S=1/50



② ~ ③
S=1/50



排水用管埋設 標準図



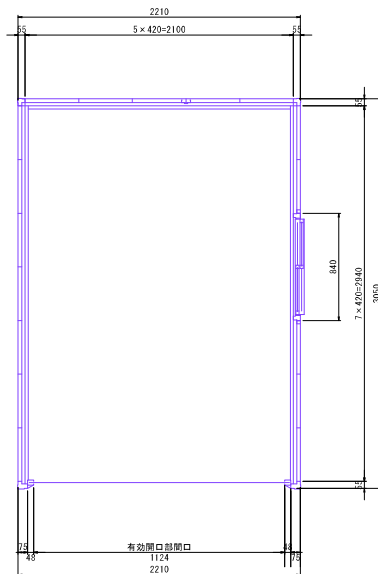
【注意事項】

- 1) 図中に示すプレハブ（排水対策施設）の規格・寸法は参考値であり、これと同等のプレハブを既設合流桝の敷地内に設置するものとする。
- 2) 図中寸法と異なるプレハブを使用する場合は、プレハブ寸法に合わせた基礎工及び編鋼板を設置するものとする。

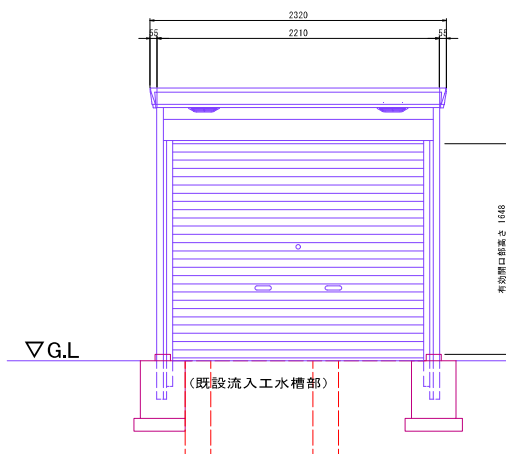
工事名	市町村庁舎 国営東北水利施設ストックマネジメント推進事業 岩手県水田地区排水用管路排水不良対策調査設計業務		
図面名	東俣導水①-1 排水対策工 計画図(1)		
年月日			
尺 度	図 示	図面番号	
会 社 名			
事務所名	東北建設局 北奥羽土地改良調査管理事務所		

排水不良対策 計画図 (2)

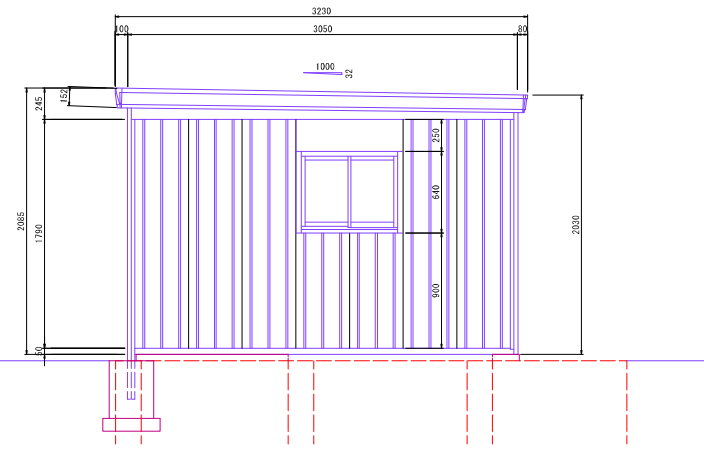
〔東俣導水①-1〕



平面図



正面図



側面図

品番	部 品 名	材料 (材質)	板厚 (mm)
1	土台取付板	K27	2.3
2	土谷	F12	1.2
3	柱	F12	1.2, 1.6
4	桁前	Y10	1.0
5	桁後	Y10	1.0
6	裏板左右	Y10	0.7
7	鼻隠シ前後	Y10	0.7
8	屋根パネル	Y10	0.5
9	母屋中 (2210mm)	一般型 多雪型	1.0 1.2 2.3
10	壁パネル	F12	0.6 (0.7)
11	シャッター	Z08	0.5
12	シャッターカバー	F12	0.7
13	シャッターレール	アルミニウム合金押出型材	
K27: 溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323)			
F12: 溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302)			
Y10: 溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317)			
Z08: 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312)			

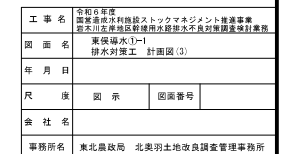
・ () 内はH高さを示す。

【注意事項】

- 1) 図中に示すプレハブ (排水対策施設) の規格・寸法は参考値であり、これと同等のプレハブを既設合流槽の敷地内に設置するものとする。
- 2) 図中寸法と異なるプレハブを使用する場合は、プレハブ寸法に合わせた基礎工及び補鋼板を設置するものとする。

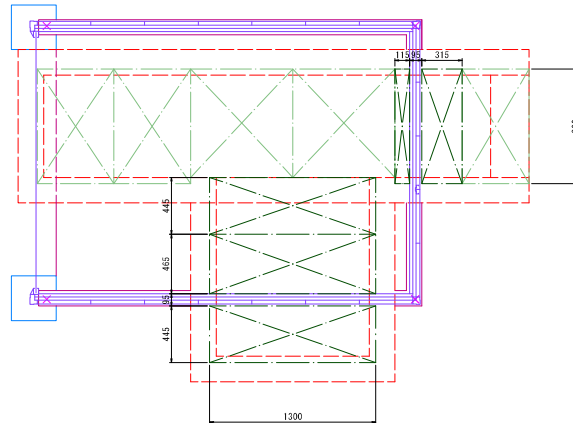
※ ガラス窓 設置

工 事 名	市営市営 排水施設ストックマネジメント推進事業 若木川左岸地区排水用管路水不足対策事業計画		
図 面 名	東俣導水①-1 排水対策工 計画図 (2)		
年 月 日			
尺 寸	図 示	図面番号	
会 社 名			
事務所名	東北建設局 北奥羽土地改良課管理事務所		

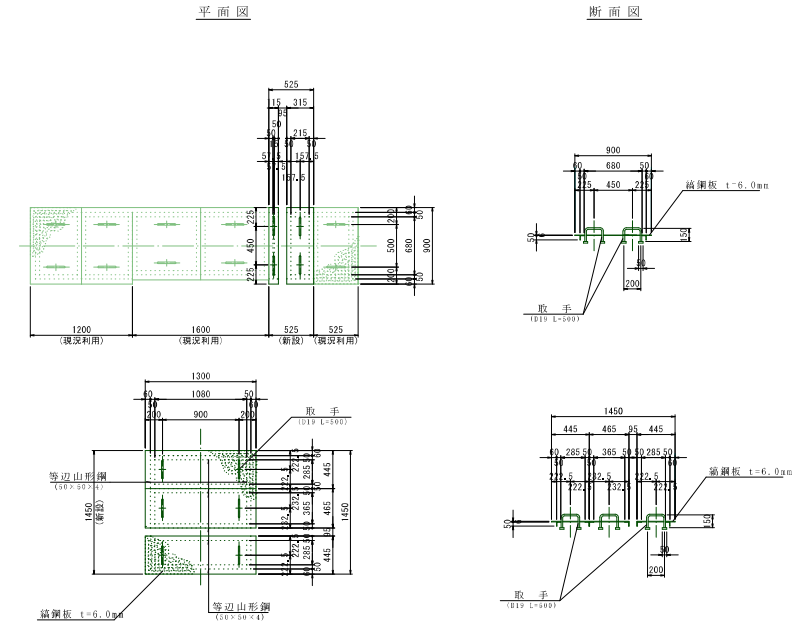


排水不良対策 計画図(4)
〔東俣導水①-1〕

流入工 平面図
S=1/20



編鋼板蓋 詳細図
S=1/30



【注意事項】

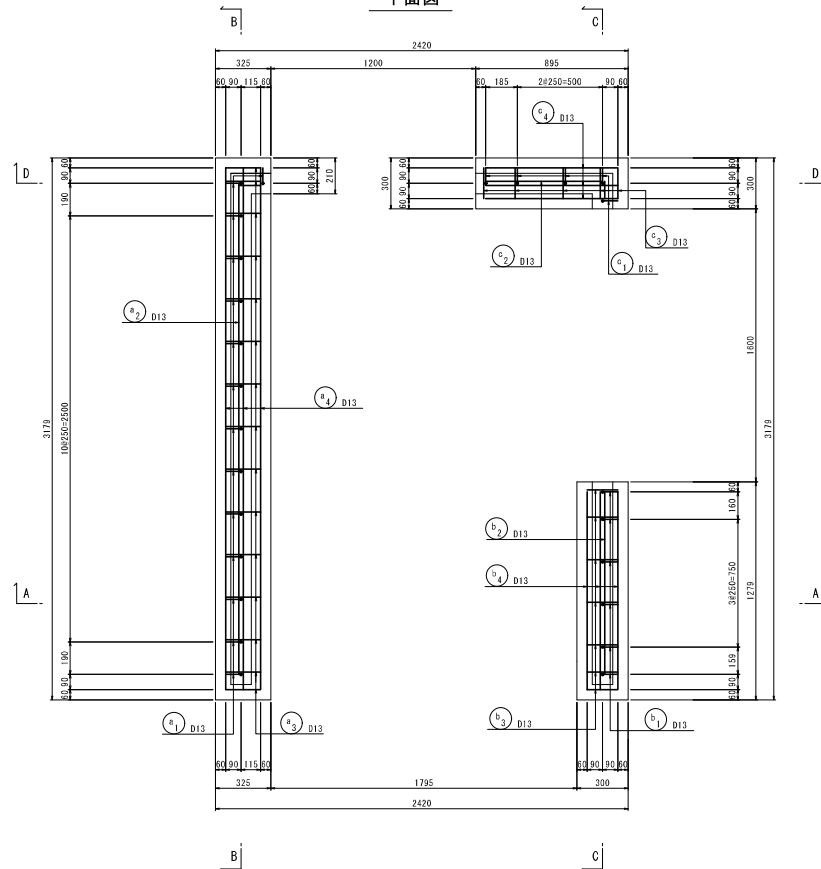
- 1) 図中に示すプレハブ（排水対策施設）の規格・寸法は参考値であり、これと同等のプレハブを既設合流樋の敷地内に設置するものとする。
- 2) 図中寸法と異なるプレハブを使用する場合、プレハブ寸法に合わせた基礎工及び綱鋼板を設置するものとする。

工 事 名	令和6年度 宮城県水利施設ストックマネジメント推進事業 若木川左岸地区貯留水路水路不良対策調査設計業務	
図 面 名	東保碓水1-1 排水対策工 計画図(図4)	
年 月 日		
尺 寸	図 示	図面番号
会 社 名		
事務所名	東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所	

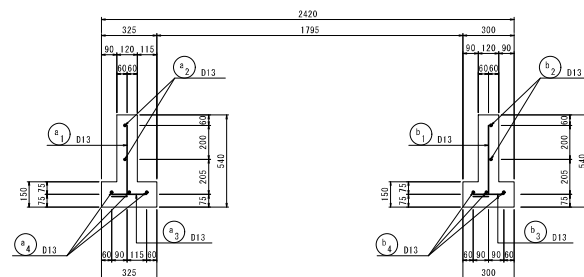
排水不良対策 計画図(5)

〔東俣導水①-1〕

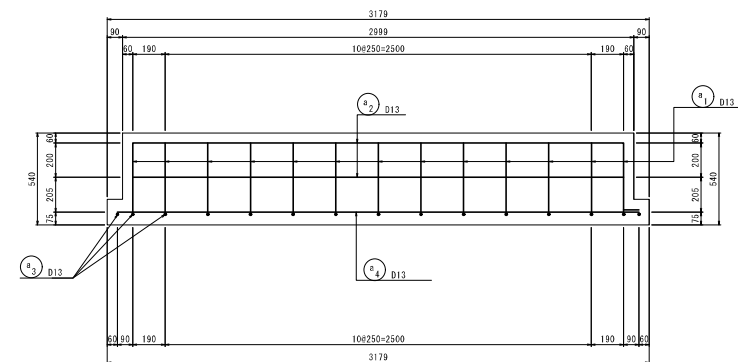
平面图



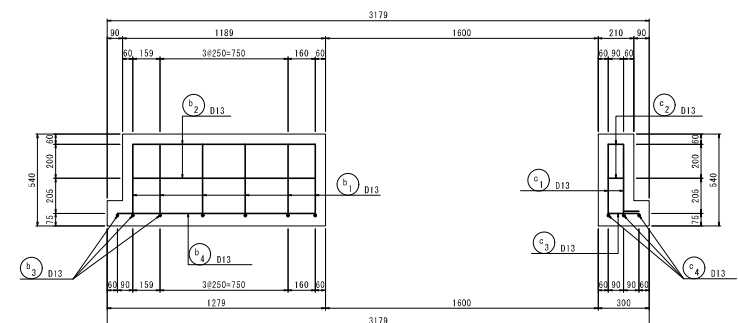
A-A断面図



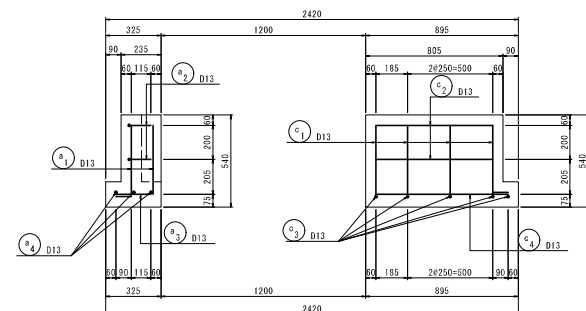
B-B断面図



C-C断面图



D-D断面图



工 事 名	令和元年度 国営造成水利建設ストックマネジメント推進事業 岩手県沿岸地区幹線排水路排水不良対策調査設計業務		
図 面 名	集排水工(1)-1 排水対策工 配筋図(1/2)		
年 月 日			
尺 寸	図 示	図面番号	
会 社 名			
事務所名	東北建設局 北奥土地改良調査管理事務所		

排水不良対策 計画図(6)
〔東俣導水①-1〕

① 14-D13x500



② 6-D13x500



③ 5-D13x500



④ 2-D13x3000



⑤ 2-D13x1070



⑥ 2-D13x780



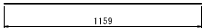
⑦ 7-D13x180



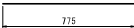
⑧ 5-D13x180



⑨ 3-D13x1160



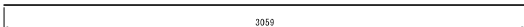
⑩ 3-D13x780



⑪ 15-D13x210



⑫ 3-D13x3060



鉄筋表

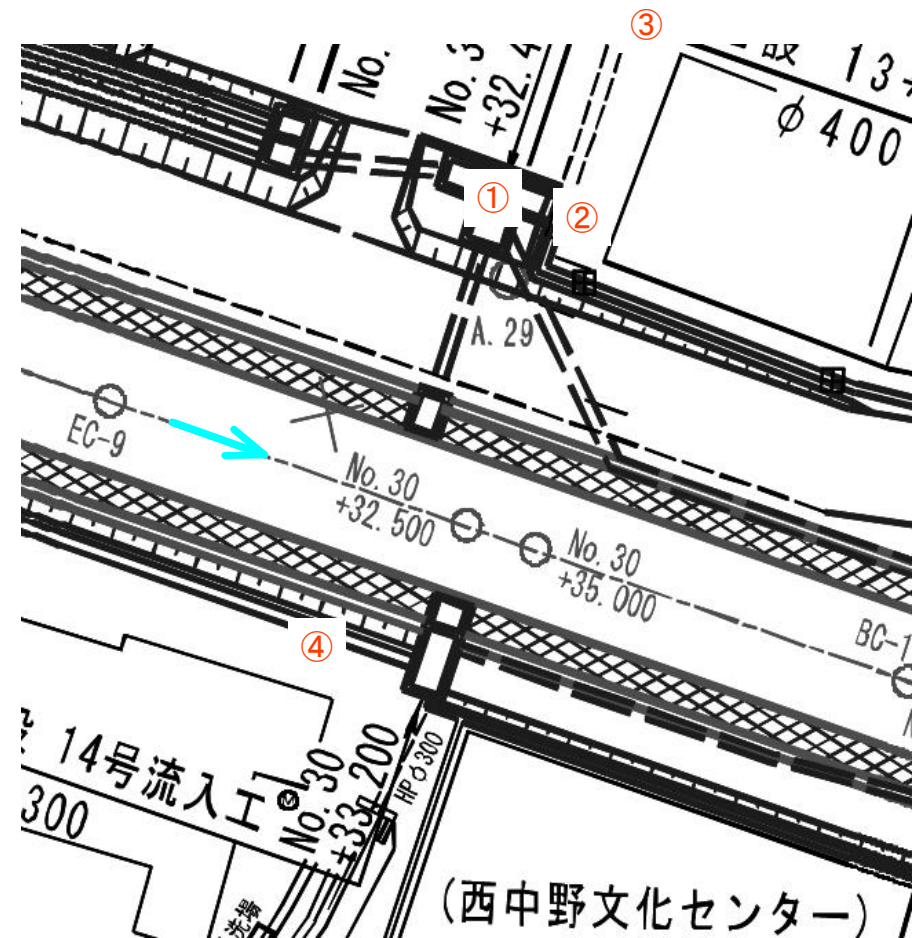
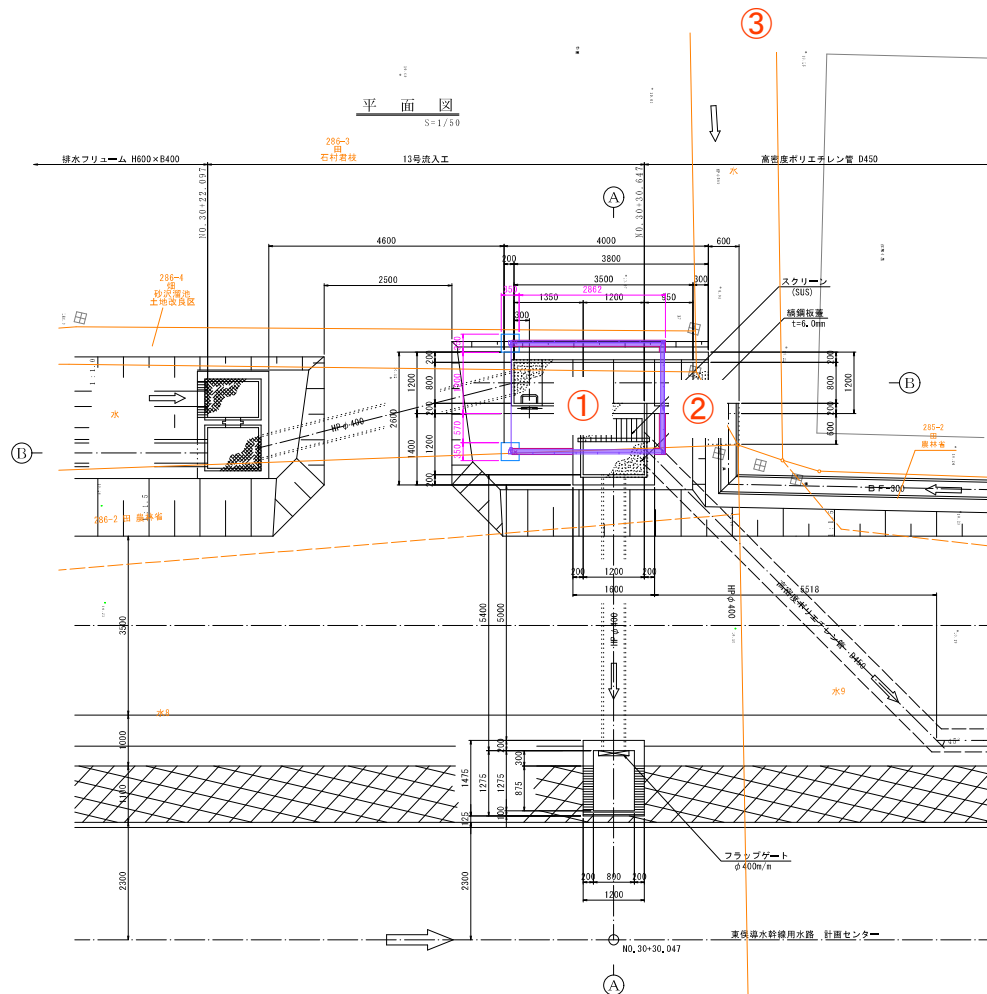
記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質量 (kg)	換算
a1	D13	500	14	0.995	0.498	7	┘
a2	D13	3000	2	0.995	2.985	6	┘
a3	D13	210	15	0.995	0.209	3	┘
a4	D13	3060	3	0.995	3.045	9	┘
b1	D13	500	6	0.995	0.498	3	┘
b2	D13	1070	2	0.995	1.065	2	┘
b3	D13	180	7	0.995	0.179	1	┘
b4	D13	1160	3	0.995	1.154	3	┘
c1	D13	500	5	0.995	0.498	2	┘
c2	D13	780	2	0.995	0.776	2	┘
c3	D13	180	5	0.995	0.179	1	┘
c4	D13	780	3	0.995	0.776	2	┘
						D13	41 kg
						合計	41 kg

【注意事項】
1) 図中に示すプレハブ（排水対策施設）の規格・寸法は参考値であり、これと同等のプレハブを既設合流井の敷地内に設置するものとする。
2) 図中寸法と異なるプレハブを使用する場合は、プレハブ寸法に合わせた基礎工及び編鋼板を設置するものとする。

工事名	令和5年度 徳島県治水対策推進ストックマネジメント推進事業 羽生川左岸地区排水用管路排水不良対策調査設計業務		
図面名	排水対策①-1 配筋図(2/2)		
年月日			
尺 度	図 示	図面番号	
会社名			
事務所名	東北建設局 北島羽土地改良課管理事務所		

工 事 名	令和6年度 国営通水用水施設ストックマネジメント推進事業 敦木川岸地区幹線水路排水不良対策調査検討費
図 面 名	東保排水工①-1 排水対策工 計画図(1)
年 月 日	
尺 度	図 示 図面番号
会 社 名	
事務所名	東北東政局 北奥土地改良調査管理事務所

騒音調査 計測位置図



- ・調査地点：4点（図中①、②、③、④）
- ・調査回数：2回（各地点、エンジン式ポンプ運転前、エンジン式ポンプ運転時）

工 事 名	令和6年度 国営通水水利用施設ストックマネジメント推進事業 敦木川岸地区幹線水路排水不良対策調査検討費
図 面 名	東保排水水①-1 排水対策工 計画図(1)
年 月 日	
尺 度	図 示 図面番号
会 社 名	
事務所名	東北東政局 北奥土地改良調査管理事務所